

質問書に対する回答

件名) 首都圏中央連絡自動車道 成田舗装工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	工事車両泥落し装置	<p>工事車両泥落し装置は、当初計上として後輪型と全輪型のいずれをお考えでしょうか。また、かさ上げ高を提示していただけないでしょうか。もしくは、設置参考図を提示していただけないでしょうか。</p> <p>また、工事車両泥落し装置の設置期間として、設置個所ごとの当初計上における設置開始日と設置終了日を提示していただけないでしょうか。</p>	<p>工事用泥落とし装置については全輪型を想定しています。また、かさ上げ高については明確に設定していません。なお、設置箇所ごとの設置期間については貴社の施工計画に基づきお考えください。</p>
2	アスファルトプラントの設置・撤去・点検費	<p>アスファルトプラントの設置・撤去・点検費の項目にて計上する仮設プラントの供用日損料は、仮設アスファルトプラントの運転に要する供用日数では無く、アスファルトプラント設備の組立解体に関わる供用日数を計上すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
3	建設副産物の活用等	<p>特記仕様書20-2(1)にてコンクリート塊の数量、約20m³と提示されております。アスファルトプラントの基礎コンクリート撤去により、別途250m³のコンクリート塊が発生します。アスファルトプラントの基礎コンクリート撤去により発生するコンクリート塊についても、積算上の条件明示の処理施設にて当初計上していると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>アスファルトプラントの基礎コンクリート撤去により発生するコンクリート塊についても特記仕様書20-2(1)に示す建設副産物の取扱いと同様の取扱いを想定しております。なお、特記仕様書20-2(1)に示すコンクリート塊の対象は契約単価項目であり、割掛項目については対象としていません。また、アスファルトプラントの基礎コンクリート撤去については、割掛項目「アスファルトプラント（プラントの設置・撤去・点検費）」に含まれています。</p>
4	仮設アスファルトプラント計画図(敷均し材)	<p>仮設アスファルトプラント計画図(図面番号17/17)の注2)にて敷均し材として切込碎石等と表示しております。当初計上の敷均し材としては、切込碎石(C40)でお考えでしょうか。それとも再生碎石(RC-40)にてお考えでしょうか。</p>	<p>敷均し材については、再生碎石(RC-40)を想定しています。</p>
5	仮設アスファルトプラント計画図(目隠し板)	<p>仮設アスファルトプラント計画図(図面番号17/17)の仮設プラント敷地概要にて、目隠し板(H=3.0m)588mが見られます。目隠し板(H=3.0m)は、当初計上されているのでしょうか。当初計上されている場合、どの項目にて計上されているのでしょうか。また、目隠し板(H=3.0m)の賃料日数を提示願います。</p>	<p>目隠し板に関する費用については、割掛項目「プラント敷地造成・材料置場・場内道路費」に含むものと考えております。なお、賃料日数については約17ヶ月を想定しております。</p>

6	仮設アスファルトプラント計画図(EvB(A)仮排水溝)	仮設アスファルトプラント計画図(図面番号17/17)の仮設プラント敷地概要にて、EvB(A)仮排水溝597mが見られます。EvB(A)仮排水溝は、当初計上されているのでしょうか。当初計上されている場合、どの項目にて計上されているのでしょうか。	EvB(A)仮排水溝に関する費用については、割掛項目「プラント敷地造成・材料置場・場内道路費」に含むものと考えております。
7	Ev埋戻し費	Ev埋戻し費における埋戻し土は、現場処理土であり、土取場からの運搬は無いと考えてよろしいのでしょうか。	埋戻し土の調達先に指定はございません。
8	プラント敷地の現況復旧	特記仕様書5-2(3) プラント敷地の現況復旧にて、原形復旧の範囲は、プラント、營繕物等の仮設工作物及び残材等の撤去及び基面の整形までとするとなっております。プラント敷地造成・材料置場・場内道路費において、骨材等の材料置場及び場内道路の整備にて切込碎石を用いておりますが、この切込碎石については、掘削・運搬・処分を計上するのでしょうか、それとも、切込碎石の掘削・運搬・処分の当初計上は無いと考えるのでしょうか。	プラントの材料置場・場内道路の整備に必要な切込碎石の掘削・運搬・処分費は原型復旧の対象範囲となります。